

## 淀川部会とりまとめ(案)

第25回委員会（9/30）にて意見書は下記の4部構成とすることが決まっております。本とりまとめ(案)は、「 」にあたります。

- < 淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書の構成 >
- 河川整備の方針について
  - 河川整備の内容について
  - 計画策定における住民意見の反映について
  - 部会意見（地域別部会、テーマ別部会）

注：下記は、各検討班による検討をとりまとめたものです。

- 1．木津川、川上ダムに関連する事業 ..... 1
- 2．桂川に関連する事業 ..... 7
- 3．宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業 ..... 12
- 4．淀川本川に関連する事業 ..... 15

「3．宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業」につきましては、第24回委員会（9/5）に提出された内容となっております。

## 1. 木津川、川上ダムに関連する事業

まず、川上ダムについて、その後、川上ダム以外の個別事業についてのべる。

### 5.7.2 川上ダム

「中止の可能性も視野にいれた検討がさらに継続されるべきである。」

以下にその検討において考慮されるべきことを、治水、利水、環境のそれぞれについて記する。

#### 治水面

基礎原案、整備内容シートおよびこれまでの委員会における説明で、河川管理者は既往最大規模の洪水時に上野盆地での浸水被害を解消するという目標のもとに検討を行った結果を示している。すなわち、この目標を達成できると予想される代替案をいくつかあげ、それらとの比較にもとづいて川上ダムの相対的現実性・優位性を主張している。これだけでは代替案の検討として不十分であり、基礎原案に記された「代替案のさらに詳細な検討」においては、少なくとも以下のことが必要であると考ええる。

#### 1：多様な尺度による代替案の評価・検討

狭窄部上流には「狭窄部の開削を当面行わない」という厳しい拘束がはめられており、治水策の検討範囲が限定されている。このような状況で、とりうる治水策の範囲をさらにせばめるような目標を設定し、その達成のみを評価尺度に治水策の検討をすることは望ましくない。一面的でない複数の尺度での評価・検討にもとづき、上野盆地上流においてももっとも望ましい治水策の立案が望まれる。

このように考えると、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」は「唯一の目標」ではなく、「目標のひとつ」として扱われるべきであり、その他の目標、たとえば「壊滅的な被害（とくに人的被害や重要施設、ライフラインの被害）の回避」の達成という尺度から治水策を評価することも必要である。後者の目標は、今後の治水目標として委員会から提言されたものであり、上野盆地においても後者の目標のほうが前者より重要であるという意見がある。これらのことを踏まえ、治水目標の設定とその取り扱いについても、さらに検討が必要である。

多様な尺度による評価・検討においては、現在のように、既往最大洪水をふくむいくつかの降雨だけについて、予想被害状況を示すのではなく、いくつかの（既往の）降雨量の時間変動パターンのもとで、浸水被害が起こらない限界の降雨量を示したり、既往最大洪水を超えるものも含むさまざまな降雨パターンについて降雨量と被害の関係を示すことなども必要であろう。

#### 2：未検討の代替案のさらなる検討

これまでに検討が加えられていない代替案にも検討が必要なものがある。とくに、「既往最大洪水における浸水被害解消」を可能にしない施策についても検討が必要である。

淀川部会からはこれまでに「遊水地の越流部の改良（既往計画のものより高く長くす

ることにより、流量ピーク時に一気に水が入るようにする)による流量ピーク低下能力の増大、「名張川への放水路」、「支流における新規遊水地」が追加提案されている。「見直し資料」等にあげられた代替案の中にも、より現実的になるような変更(住宅が集まった部分を予定地からはずすことによる新規遊水地規模の縮小、いくつかの施策の組み合わせ等)の上、再検討するべきものがあるかもしれない。これらの他にも代替案の候補はある。それらの中には、非現実的で、詳細な検討に値しないものがある可能性があるが、そのことを示したうえで、検討から除くことが必要であろう。

とくに現在の技術水準のもとでの「堤防強化」は、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」を100%の確率ではもたらしえないとされ、考察から外されている。しかし、「壊滅的な被害(とくに人的被害や重要施設、ライフラインの被害)の回避」を重視する目標のもとでは、堤防強化を貯留施設より優先的に行ったうえで、土地利用の変更等の流域対応や遊水地の拡大のような長期を要する施策に取り組む方が妥当性をもってくる可能性はないか、検討が必要である。

### 3：指定区間(県管理区間)における施策や被害を考慮した、岩倉峡上流部全体をみすえた治水計画の検討

岩倉峡より上流の木津川(服部川や柘植川等の支流も含む)は、上野遊水池周辺と川上ダムサイト以外はすべて三重県の管理区間であり、それらを無視して上野盆地の総合的な治水計画は立てられない。そのため、岩倉峡上流部全体をみすえた治水計画が必要であるが、見直し資料には服部川、柘植川流域における治水策がほとんど検討されていない。そのことに問題はないか、検討結果が示される必要がある。

また、川上ダムには上野盆地上流の木津川本川(県管理区間)における洪水被害抑制効果もあり、そのことも川上ダム建設の理由とされている。上野盆地上流の木津川本川の浸水についても、定量的予測を示すとともに、施策の評価にとりいれるべきである。

既往最大洪水のシミュレーションでは、県管理区間の整備状況は現況を仮定し、また県管理区間では越水のみで破堤は起こらないとしている。県管理区間の流下能力があがると、上野盆地地点での流量はシミュレーションに示されたより大きくなり水害の危険性がたかまる。長期的にはシミュレーションの前提条件がくずれ、評価が変わる可能性がないか、検討される必要がある。

### 4：よりわかりやすい説明

被害規模や治水効果、必要なダム規模等を算出するための根拠や方法、仮定を一般の人にもある程度理解できるように説明し、妥当性を納得させる努力が必要である。

## 利水面

水利権の転用等によって、川上ダムの水利容量を不要にする可能性について十分な検討とその結果の提示が必要である。とくに水需要の精査においては、需要の価格に対する依存性を明らかにすることにまで踏み込んだ検討を行い、その結果を踏まえて、水利権転用による水道水源の確保可能性を検討するといった先進的な取り組みも必要ではないか。

## 環境面

### 全般

オオタカやオオサンショウウオだけが予定地周辺の生き物ではなく、これらの保全ができたからといって、ダム建設が免罪されるわけではない。オオタカやオオサンショウウオを含む生態系全体の保全が必要である。オオタカやオオサンショウウオの保全を考えておれば、十分な生態系の保全ができるという判断がなされうるとしても、その根拠が示されなければ納得されないであろう。ダム建設により影響を受ける生物環境全体の実態を調査・把握し、総合的保全策をたてる必要がある。

### オオサンショウウオの保全について

ダム建設の影響回避という観点からは、ダムの予定堪水域（とくに川上川流域）にすむ個体およびダム集水域全体の環境の抜本的な保全対策を現時点で打ち出せる見込みはないと判断せざるをえない。繁殖生態への影響などから人工巣穴の保全策としての妥当性を疑問視する意見もある。また、保全は永遠に続けなければならないが、人為に頼った保護増殖はその継続性にも疑問がある。集水域のオオサンショウウオ個体群に対し、少なからぬ影響が不可避であるという前提で、ダム建設の検討をすすめるべきである。

また、オオサンショウウオの保護や調査がダム建設の免罪符として行われるのではなく、オオサンショウウオを含む生態系全体にとってよい方向が目指される必要がある。とくにダム流域の個体群への影響が不可避であるという前提にたてば、伊賀地域のオオサンショウウオを含む生態系全体をみすえた保全策が望まれる。また、オオサンショウウオの保全努力をダム流域や滝川だけに集中させず、その他の地域の生息場条件の保全・改善等が重要である可能性もあり十分な検討が必要である。オオタカやオオサンショウウオといった頂端捕食者のいきすぎた保護による過剰な増殖は生態系のバランスを崩すことになるので、適正な生息数の検討も必要である。

## 川上ダム以外の木津川部分について

### 5.2.1(1) 1) 横断方向の形状改善 5.2.6(1) 1)も同様

川に川をつくらせるという発想にもとづき、予測とモニタリングを実施しながら、長期的に事業を展開するべきである。その際には河川生態学術調査等の結果の活用が重要である。

### 5.2.1 (2) 2) 魚道

基本的に推進すべき施策であるが、実施の優先順位については意見が必ずしも一致しておらず、さらに検討が必要である。高いダムのない木津川本川について、下流側から、まずは上野盆地まで、次にはそこから上流の本川および支流の遡上環境を改善することを優先的にすすめることが望ましいという考えがある一方で、できるところから実施していかなければ先へ進まないとの考えもある。

個々の堰についての検討にあたっては、堰の必要性、統廃合可能性をまず検討するべ

きである。その際には、水利権放棄の際に求められる現状復帰義務の一部を緩和もしくは国土交通省で肩代わりすることにより水利権放棄を容易にする等の、先進的な可能性の検討も行うことが望ましい。撤去や統廃合が不相当であると判断され、魚道設置（改修）を検討する場合には、コスト、予測効果、工法等について十分な検討が必要である。また、整備後の運用により明らかになった問題点を速やかに改善できる体制が重要である。既往設備の小規模な改築で遡上環境の改良が可能である場合には速やかに改築を実施すべきであるが、改築のみで改良可能かどうかについては十分な検討が必要である。

#### 5.2.1 (2) 4) 既設ダムの魚道

大きなコストがかかるが効果は疑問であり、代替案の検討を優先すべきであろう。魚道実現の検討においては、青野ダムのような既設魚道の効果の十分な検証など判断のための情報の集積が必要であろう。

#### 5.2.3(1) 2) 攪乱放流

攪乱放流の試みは進めるべきであるが、その効果についてはまだ未知数であり、十分なモニタリングにもとづき、順応的に時期・方法・量を決めていくべきである。また、攪乱放流に使える容量がとぼしいことや、ダム湖の水質問題等、検討・解決すべき問題がある。前者を克服するためには、中規模以上の洪水に上乘せ放流する等の工夫が重要であろう。

#### 5.2.4 (3) 既設ダムの水質

水質改善には上流域の面減負荷対策が不可欠であり、それに取り組むことを明記するべきである。

##### 2) 3) 選択取水設備

新規の整備においては必要性や既往事業の効果、清水バイパス等の代替策等について十分な検討が必要である。既設の選択取水設備の活用においては、その問題点をえぐりだし、その結果を今後に活かすための検討を並行して行うべきである。

##### 4) 深層曝気

コストに見合うだけの効果があるかが明らかではなく、科学的なモニタリングとその結果の情報公開をすすめ、十分な検討を行うべきである。

##### 7) 底質モニタリング

底質だけでなく、ダム湖生態系を総合的に理解する科学的な調査・研究と結果の公開が必要であり、その方向への拡大が望まれる。

#### 5.2.5 (2) 既設ダムにおける土砂移動の連続性の確保、砂防施設

実施の方向で積極的に検討するべきであるが、まだ未確立の技術であることをふまえ、さらなる工夫と科学的モニタリングにもとづいたそれぞれの現場に適応した方法の検討が望まれる。砂防施設については、施設の必要性の検討や防災と土砂移動を両立できる技術の確立、モニタリングが重要である。また直轄以外のものも含めた検討が必要である。

5.2.6 (1) 1) オオサンショウウオ  
川上ダムの項を参照されたい。

5.2.7 2) 既設ダムの法面の裸地対策

高山ダムについては非現実的であり不要ではないかという意見がある。これまでの試験実施の結果の公開と、それらの情報にもとづく検討が必要である。

5.3.1 堤防補強

将来の街づくりも視野にいれた計画に従って推進されるべきである。

5.3.1 (2) 上野遊水地(上野盆地の治水)

推進すべき事業であり、早期の完成や地域の拡大が望まれる。

壊滅的被害の回避に有効であるなら、遊水地の周囲堤および隣接する本川堤防の補強についても検討に含めるべきではないか。また、既往洪水における浸水地域にすむことの危険性を住民に周知し、ソフトウェア対策を充実するとともに、土地利用の誘導も行うべきであろう。

5.3.1 (4) 砂防えん堤など

新設に際しては、自然環境や景観、リクリエーション、土砂移動の連続性などに配慮した構造とするとともに必要性や代替案、工法などについて十分な検討とその結果の公表が必要である。また、既存のものについても自然環境や景観、リクリエーション、土砂移動の連続性などに配慮した改善と修復が検討されるべきである。これらの実現のためには、新規技術の開発と採用が必要であり、従来型のローテクノロジーによる土木業者振興にしかないような砂防事業からは転換するべきである。危険地域からの人や資産の移動をはかる等の代替案も十分に検討・実施されるべきである。

5.4 利水(既設ダムの再編と運用の見直し)

当然なされるべきことである。情報の公開と開かれた討議のもとに行われる必要がある。

5.7.1 既設ダム

外来魚対策の検討を明記するべきである。ダム湖が下流への外来魚の供給源となっている可能性が現時点では否定できず、調査とその結果にもとづく外来魚対策が望まれる。

5.7.1(4) ダム周辺の生物調査

推進すべきだが、これまで行われてきた調査内容の再検討が必要である。ダム湖の生態系の理解につながり、得られた情報が今後のダム管理や意思決定に有効活用できる形に調査が再度デザインされる必要がある。

#### 5.7.1(8) 水源地の活性化

必要な施策ではあるが、その方法についてはさらに検討が必要である。イベントや箱ものに依存した過去の事業は再検討の必要があり、水質を含む自然環境の保全と矛盾しないものとする必要がある。とくに、湖面活用については、慎重な対応が望まれる。たとえば外来魚利用による活性化には疑念がある。

#### 5.7.1(12) 既設ダムの再編・運用変更による治水効果の検討

多数のダムを有する名張川流域では重要であると考えられ、十分な検討と結果の情報公開が望まれる。ただし、他流域で提案されているように、新規ダム建設の理由とされることは問題である。

## 2. 桂川に関連する事業

### はじめに

桂川に関連する事業としては、源流域水系保全、日吉ダムに対する既設ダム施策、亀岡地区の狭窄部対策、下流の堤防補強・拡幅の施策など、いくつかの重要な整備計画が示されているが、例えば縦・横断方向の河川形状の修復や狭窄部が存在するため、相互に関連する課題が多く、個別の整備計画とともに、桂川の全域的な整備のあり方が問われるものとなっている。

また、日吉ダムの治水機能の強化が大戸川ダムへの治水機能の振替の検討となって示されるなど(ダム6-1, ダム-9)、他の地域の整備事業と密接に関連しているものもあり、管轄も国土交通省直轄区域ばかりでなく、保津峡上流は河川管理者が京都府となっているなど、本「計画」をもとに管理者相互の関連と調整による総合的な検討が求められており、同時に、幅広い地域・流域からの住民参加と意見の集約が必要とされるであろう。

### 5.1 河川整備計画策定・推進

河川レンジャーについては、流域委員会の提言の趣旨に沿った検討と試行がすでに先行しており、今後の積極的な取り組みを期待する。桂川地域では直轄区間と直轄外区間とがあるが、この区別なく計画が展開される必要がある。また、検討試行の推進とともに、その成果を常に点検して、適正な補正がなされなければならないであろう。

### 5.2 河川環境

#### 5.2 河川環境のモニタリング(環境-1)

河川環境のモニタリングと評価の実施が全水系領域で実施されることに賛成する。調査項目、調査方法、評価基準等の内容を明確にして、客観的なモニタリング基準を設定することや、住民・住民団体と緊密に連携することが求められよう。

#### 5.2.1 河川形状

河川形状に関する整備計画については、以下の3項目が桂川関連の事業として示されているが、いずれも、積極的な計画として賛成する。

a) 小泉川についての縦断方向(横断方向とは相互関係をなす)の河川形状の修復の実施(環境-17)については、試行的魚道設置を含めた実現に賛成する。早期に実施されること、また、その経験を生かして、この施策が小泉川以外の支川へも展開されること、さらに他の魚道不備の井堰についても早急に調査検討がなされることが期待される。

b) 縦断方向の河川形状の修復(環境-20)について、魚道の整備の検討と可能な箇所についての早期実施に賛成するが、実効性のあるものであるかどうか個々の事例ごとの十分な検討が求められよう。

縦断方向の河川形状の修復(環境-26)についても、その検討に賛成する。コスト問題も含めて多くの課題が指摘されるが、それぞれについての十分な調査が必要であろう。



### 5.2.3 水量

試験操作の実施(環境 - 32)に関しては、日吉ダムにおける試験操作の実施と適切な運用に向けた検討に賛成する。

### 5.2.4 水質

水質の保全は、河川整備上の重要課題である。基礎原案に盛り込まれた諸施策はいずれも賛成である。

- a) 選択取水設備の活用、深層爆気設備の活用、低質調査の継続(環境 - 40, 41, 42)については、いずれについても、日吉ダムでの活用、検討、調査と研究の継続等に賛成する。ただ、ダム湖の水質改善には、ダム湖に流入する河川の水質の影響が大であり、上流域の水質改善策も必要であるとの指摘があることを付言しておきたい。また、ダム湖による上下流の不連続性は上記の内容で十分とはいえず、今後の調査と研究、試行と開発、そして実施に期待する。
- b) 水質保全対策(環境 - 43)として、桂川についての継続調査と、試行を含めた今後の整備方針の検討に賛成する。ただ、桂川の支川など上流域からの水質改善がまずなされる必要があることに留意すべきであろう。

### 5.2.5 土砂

土砂移動の障害を軽減策として、適切な土砂移動の連続性の確保(環境 - 45)のための方策の検討に賛成する。同時に、壊滅寸前といわれている暮らしをもとにした源流部および流域水系の森林の保全と整備が図られるべきである。この課題は、既設ダムに限定されるものでなく、流域河川全体の問題として検討される必要があるように思われる。

### 5.2.6 生態系(環境 - 47~)

生態系に関しては、桂川流域を対象とした具体的な整備内容は特に予定はされていない。しかし、外来種対策などは早期に対策を講ずる必要がありまた緊急の課題となっているところから、生態系の保全再生の調査は、全流域において恒常的になされなければならないものと思われる。

### 5.2.8 環境に配慮した工事の施工

護岸工事等が環境に配慮して行われなければならないことはいうまでもない。基礎原案に示されている、環境に配慮した工事の施工(環境 - 67)の実施に賛成する。この施策は、直轄区域内のみならず、区域外にも及ぼすべきものであろう。特に桂川に関しては、本「計画」をもとに京都府との調整と関係住民、地域・流域住民を交えた連携が求められる。

## 5.3 治水・防災

### 5.3.1 洪水

- a) 破堤による被害の回避と軽減(治水 - 1, 2, 3)については、提言の趣旨に沿った取り組みに賛成する。
- b) 堤防補強(治水 - 11 - 1 ~ 10)については、桂川流域において緊急に必要とされ

る堤防補強について賛成する。その際の留意事項として、大洪水に際しての越水、浸水対策を含む「将来のまちづくり」を視野に入れること、工事における環境保全など環境面への配慮をすること、などが指摘される。また、桂川下流の堤防補強は、上流の狭窄部においての上下流域ともかかわるものである。上流の洪水（京都府管轄）と下流の治水対策の堤防補強とは密接に関連しており、自治体、関係住民、地域・流域住民、他省との緊密な連携が必要とされるであろう。

さらに、大下津地区堤防拡幅（治水 - 20）は、住宅地整備を伴った計画がすでに実施継続しており、速やかな事業完成がのぞまれる。ただ、その際にも、堤内外の連続性を考慮した環境保全の「まちづくり」を視野に入れること、工事における生活環境面への十分な配慮、などが望まれる。

#### 5.4 利水

a) 水需要の精査確認（利水 - 1）について、提言に示された「水需要の管理と抑制」は、今後の利水計画策定における基本的課題であるが、その前提として、水需要の精査確認は早急に取り組むべきものである。同時に、実態調査とともに水利権審査および節水努力についても審査する必要があることが指摘される。

b) 取水権の見直しと用途間転用（利水 - 2）は、工業用水道の課題ではあるが、その供給源として日吉ダムが関係してくるであろう。既設ダムの利水機能の再検討の前提として、下流における取水権の見直しと調整が必要である。それと同時に、既設水源開発施設の再編と見直し（利水 - 3）それ自体には賛成であるが、既設ダム間の連携による補給はともかく、連携構想を工事中または新規ダム構想にまで拡大すること（例、日吉ダムの利水機能の大戸川ダムへの振り替えによる、大戸川ダム建設計画）には問題があり、現在検討中であり、可否の決定によっては今後、慎重な論議が必要であろう。

#### 5.5 利用

##### 5.5.1 水面

円滑な水面利用の確保（利用 - 5）についての検討に賛成する。ただ、円滑な水面利用のために本来の河川環境が損なわれたり、一部の排他的利用がなされたりすることのないよう留意しなければならない。堤内および周辺生物、水中生物への悪影響は避けたい、そして何よりも水質の悪化をおこしてはならない。この原則のもとで、河川保全利用委員会（仮称）の今後の課題とされるものであろう。

##### 5.5.2 河川敷

河川敷の利用については、現状の利用形態を見直し、河川整備の方針として、基礎原案では、本来河川敷以外で利用するものについては縮小することを基本としている。桂川流域においても、広範囲にわたる公園やグラウンドの整備が進められており、環境保全の上から問題が大きいところである。既設の施設利用についても、河川環境や生態系に悪影響を及ぼすものについては、利用制限がはかられてよい。

この課題に対応するものとして提示されている河川保全利用委員会の設置（利用 - 6）には賛成である。この試みは、直轄管理区間だけでなく、必要な全河川に及ぼすべきものであ

ろう。組織構成についての公正性、住民代表の参加の必要性、住民意見の反映方法等についてのきめ細かい内容が今後の課題としてつめられなければならないであろう。

#### 5.5.4 漁業

水産資源の保護(利用-15)については、示された施策に賛成する。直轄管理区内外を問わず、全河川にわたる共通の課題とされるべきであろう。

#### 5.5 維持管理

河川の維持管理は、完全利用の目的ばかりでなく、環境保全の見地からもなされなければならない緊急の問題となっている。

- a) まず、安全利用のためにさまざまな対応や対策が示されているが(維持-14, 15, 17) 対応の継続的实施、対策の検討は、いずれも賛成する。この領域でも、住民や利用者(とくに身障者など)の意見が反映されることが望まれる。また、不法工作、不法占用などの違法行為に対しては、適切な法的措置をとることが必要であろう。
- b) ゴミ処理、不法投棄の防止(維持-18)については、河川整備における緊急の課題として賛成する。日吉ダムに関しては、日吉町が特に条例を制定してこの問題の積極的な取り組みを行っているが、関係機関との協議連携の上、実体のある効果的な対策が速やかに実施されることが望まれる。
- c) 河川環境保全のための指導(維持-19)については、「指導」の意味やその詳細に不明なところがあるものの、河川管理者が、河川レンジャーや地域・流域住民等の参加のもとで、不適切な河川の利用を阻止し、河川の環境の保全を図ること自体には賛成である。

#### 5.7 ダム

##### 5.7.1 既設ダム

- a) 既設ダムについては、環境保全のためのさまざまな事業が試行とともに計画されており、日吉ダムについても、多くの施策が検討ないし実施されようとしている(環境-32, 40, 41)。また、ダム湖およびその周辺を対象とした地域の自然現場に合った動植物の生育・生息実態調査の定期的な実施(ダム-1)、生態系、生物多様性をもとに魚類等の遡上や降下の障害の軽減の方策の検討(環境-26)、下流への適切な土砂供給の実施(環境-45)などは、いずれも必要な施策として賛成である。
- b) ダム水源地域の活性化に向けた周辺環境整備(ダム-2~5)自体は賛成であるが、「湖面利用」は、ダム湖の事故など起こった場合の問題や水質悪化をもたらす恐れもあり、環境保全のうえからも慎重な配慮が必要とされるであろう。地域の活性化が自然環境破壊をもたらすことのないよう、また、地元自治体や住民との密接な連携が求められる。
- c) 既設ダムの再編・運用変更による治水・利水機能の向上(ダム6-1~2)については、検討課題とされているところであるが、日吉ダムについてはなお疑問の多いところである。

基礎原案では、日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることによって、日吉ダムの治水機能を高めることが検討課題とされている(ダム-9)。まず、この振り替え計画

は、大戸川ダム建設を当然の前提としているが、大戸川ダム建設自体がなお調査検討の項目であるから、調査検討が、安易に大戸川ダム建設の有効要件として利用されることをおそれる。次に、日吉ダムの利水機能をかりに大戸川ダムに振り替えるとすれば、三川下流の利水は確保されたとしても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少は、とくに渇水期において河川環境の悪化を招くおそれがある。また、日吉ダムの利水機能が、水需要の精査確認（利水 - 1）によって変動するものであり、利水機能の内容そのものがなお流動的であるといえよう。

- d) 保津峡上流の浸水被害の解消として、狭窄部開削を当面実施しないで、日吉ダムの治水機能を強化することが検討されている（ダム - 9）が、日吉ダムの治水強化策は上述の利水機能の大戸川ダムへの振り替えとセットされており、治水機能策そのものが問題である。また、狭窄部の開削を行わないことにより、保津峡上流部の遊水地の整備をも含めた浸水対策が大きな課題となるであろうから、管轄する京都府との本「計画」をもとにした調整と関係住民・団体、地域・流域住民、専門家および他省を交えた密接な連携が今後必要とされる。

保津峡狭窄部による亀岡地区の浸水対策として、日吉ダムによる洪水調節と河道整備が計画され、現在、保津上区の築堤や河道掘削が進められているが、この京都府の事業との関連も含めて、日吉ダムの機能の治水・利水機能の詳細な検討がなされるべきであろう。

#### 5.7.2 各ダムの調査検討内容

##### 5.7.2 大戸川ダム建設

大戸川ダム建設そのものが、提言の求めている代替案をもとに諸条件をクリアできるかどうか、言い換えれば「社会的合意」が得られるかがまず問題である。大戸川ダム建設の理由のひとつとして、日吉ダムの利水容量の振り替え（ダム - 9）が検討課題とされているが、本来、振り替え等のダムの目的変更は、精密な実体のある調査の結果を慎重に検討した結果として問題とされるべきものであろう。

日吉ダムにおいても、水需要や利水機能についての精密な調査がまず必要であることはいうまでもない。しかし、現在「見直し」による調査、検討中である。「見直し」とは計画を止めての基から変更して「白紙」の状態にあると解釈するのが最も妥当であろう。

### 3. 宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業

(第24回委員会(9/5)資料2より)

整備シートに示された対象事業のうち、とくに重要なものとして「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」、「大戸川ダム建設事業関連」、「各河川の堤防補強」を取り上げ、それぞれについての意見を示す。

#### 【治水 - 16】「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」について

この事業は、琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するには琵琶湖後期放流量の増加が必要であるとして、瀬田川洗堰・鹿跳溪谷・天ヶ瀬ダム・塔の島地区という一連区間の放流・流下能力を $1500\text{m}^3/\text{s}$ にしようとするものである。すなわち、1)洗堰の放流能力を増加するため、鹿跳溪谷の開削あるいはバイパス・トンネルによりこの区間の流下能力を増加させ、洗堰下流の水位を低下させる、2)天ヶ瀬ダムの洪水調節能力を確保するため、放流能力を増加させる、3)宇治川塔の島地区を安全に流下させるため、同地区の流下能力を増加させる、ことが必要であるが、次のような問題があるとの批判が寄せられている。

1)については、「狭窄部は原則として開削しない」という提言に抵触しないか、2)については、余水吐を利用できないか、3)平等院などが存在するこの地域の景観に悪影響をもたらさないか、などである。

淀川部会ではこれらの批判をふまえて慎重に検討した結果、洗堰あるいは天ヶ瀬ダムの放流能力を増加すること自体は流量調節機能の増強につながるものであり、考え方は否定しない。狭窄部の流下能力の増加については、下流部の治水安全度を脅かすものでないとはいえ、抵抗感を禁じえない。塔の島地区の景観問題とともに事業実施に際しては社会的合意が条件になると考える。

さらにこの事業の必要性を判断するには次の問題についても明らかにする必要があると考える。

#### 1)事業効果の数量的表示

この事業により琵琶湖の「ピーク水位の低下」と「浸水時間の低減」がもたらされるとされているが、最も重要な浸水被害の軽減量が不明である。琵琶湖総合開発での計画高水位はBSL+1.4mとされているが、この事業が琵琶湖総合開発事業の後始末に位置付けられるのか、新規の事業なのかも明らかにする必要がある。

#### 2)事業の前提

一連区間の流下量とされている $1500\text{m}^3/\text{s}$ については、とくにどのような状況でどれだけの継続時間で洗堰を流下するかが不明である。また、旧計画によると $1500\text{m}^3/\text{s}$ のうち $300\text{m}^3/\text{s}$ は大戸川からの合流量で琵琶湖からの放流量は $1200\text{m}^3/\text{s}$ となっている。大戸川からの合流量は大戸川ダムの放流量であり、大戸川ダムの建設を前提としたものに他ならない。この前提が崩れた場合はどうなるのか。

#### 3)制限水位および放流操作規定の見直し

近年、中・短期の気象予測技術の進展は著しく、河川情報の収集伝達能力の拡大も目覚ましいものがある。これらを活用すれば現施設のより効果的な操作も可能であると考えられる。これを実施するには制限水位および放流操作規定の見直しが前提となるが、これらに

についての検討が望まれる。

#### 4) 代替案の検討

説明資料(第2稿)では、施設面での代替案が示されているのみである。提言に示したように、治水については河川対応と流域対応の併用が不可欠であり、琵琶湖周辺の浸水対策についても例外ではない。新たに水防活動や土地利用に踏み込んだ流域対応についての検討が必要である。

以上の検討結果により、洗堰から鹿跳溪谷までの河道掘削の継続実施の妥当性は認められるものの、一連区間における他の事業についてはさらなる慎重な検討が必要であると思われる。

#### 【ダム - 7・8・9】「大戸川ダム建設事業関連」について

大戸川ダムは、「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」、「日吉ダムの利水容量の振替」、「大戸川の洪水被害の軽減」、「下流部の浸水被害の軽減」を目的とした事業であるが、目的ごとの問題点を示すと、次の通りである。

1) 「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」のため、洗堰からの放流を少なくし、それを大戸川ダムから補給しようとしているが、これには次のような根本的問題がある。すなわち、琵琶湖の急速な水位低下は降雨量が少ない時に発生するものであるが、この時は大戸川流域の降雨量も少ないと予想され、補給できない可能性がある。さらに、日吉ダムの利水容量の振替も負担することも目的とされているが、水位低下の抑制のための補給を優先すれば利水容量の振替を負担できない可能性が高まり、逆に、振替を優先すれば補給できない可能性が高まる。このように相反する目的をどのように打開するのか、過去の渇水時を対象にした数値的裏付けを示す必要がある。

淀川部会の対象外であるが、丹生ダムについても同じ問題がある。すなわち、高時川の環境を保全するために丹生ダムから放流すれば、琵琶湖の水位低下が問題となる状況では丹生ダムに水がない恐れがある。また、高時川の環境を保全するための放流量をつねに瀬切れが生じない程度の小流量ですますなら高時川の環境は従前より悪化する恐れがある。

2) 「日吉ダムの利水容量の振替」については、1)に示した問題があるうえに、環境流量の観点からも問題がある。すなわち、三川合流より下流の利水が確保されとしても、日吉ダムから三川合流までの流量が少なくなり、桂川の環境を悪化させる恐れがある。利水が問題となるのはつねに渇水時である。渇水時の桂川の環境をどのように考えているかの説明が必要である。

3) 「大戸川の洪水被害の軽減」についても有効性に疑問がある。大戸川下流部はかつては洪水氾濫の常襲地帯であり、多くの家屋が山際に移転した過去をもっている。したがって、堤防を補強することによって例えば洪水氾濫が発生しても河川周辺の農地が冠水する程度で、壊滅的な被害は流域対応を併用すれば防げる可能性が高い。さらに大戸川は土砂の供給量が多い。したがって、砂防事業が進み、ダムの排砂技術が進歩したとはいえ、洪水時の堆砂により上流部で新たな洪水災害が発生する可能性もある。

4) 「下流部の浸水被害の軽減」についての有効性も疑問である。既存の天ヶ瀬ダムに洪水

調節機能があるうえに、ここ数十年の河床低下により、堤防補強がなされるならば、大戸川ダムに依存しなくても下流部の治水安全度を高めることが可能である。  
以上の理由により、大戸川ダムについては、中止することを含めた調査継続が妥当である。

【治水 - 10-28・29・30・31・32・33】「堤防補強」について

これまでの河川堤防は土づくり、異物を入れないことを原則としてきた。土は安価で大量に入手することが容易であり、周辺の地盤になじみやすく、丹念な施工によりかなりの強度が期待でき、しかも補修が容易であるという利点をもっている。しかし現実はどうかといえ、河床材料の土砂を締固めることなく積上げたものが多く、木津川堤防のように細砂を積上げたものすらある。したがって、浸透や洗掘によって破壊されることが多く、とくに越水した場合は破堤という最悪事態に陥ることがしばしばである。

この問題をどう解決するかは、ダムの堆砂問題とともに、これからの河川整備の最重要課題である。淀川水系流域委員会もこの問題を重視し、いかなる大洪水に対しても破堤による壊滅的な被害を回避するには、すでに実用化されているスーパー堤防(高規格堤防)ばかりでなく、鋼管杭(矢板)やコンクリート壁を堤防中央部に設置したコア補強型ハイブリッド堤防(混成堤防)の実用化を提案した。ハイブリッド堤防はスーパー堤防に比べてはるかに安価で、新たな用地も不要であり、堤防法面を乱さず、越水しても破堤しにくいという利点があり、地下水への影響や強度・耐久性・耐震性など、検討すべき事項も多いが、これからの環境を重視した川づくりの成否はこの実用化にかかっているといっても過言ではない。提言では触れていないものの、間伐材を活用した木杭の利用などについても当然検討の対象とするべきである。

環境を重視した新たな川づくりには新たな発想が必要である。自然材料を利用した先人の知恵を活用することも重要であり、タブーに挑戦する勇気も必要である。未知の分野を切り開くには大胆な発想と慎重な配慮が必要である。栄光に満ちた歴史をもちいまわが国を代表する淀川において、「河川管理者」に地域特性に応じた新工法を開発する「情熱」と「英断」を心から期待している。

【治水 - 14】「堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)」について

瀬田川洗堰から鹿跳溪谷までの区間の堤防補強は、琵琶湖の後期放流という通常の洪水に比べて高水位の状態が長時間継続することを考慮して、堤防法面を被覆して浸透破壊に備える在来型の工法を採用するのが妥当であるが、耐震性を考慮するとコアの補強との併用の検討が望まれる。

なお、堤防補強工法については「淀川堤防強化検討委員会」の検討結果を待ちたい。

その他の整備案については今後さらに検討を続ける予定である。

#### 4．淀川本川に関連する事業

淀川本川に関する事業のうち、とくに環境面については、全体として、現状の問題点をよくとらえて「河川形状」の改善、修復、再生などに取り組み「生態系」の回復に努めようとする姿勢がみられる。それから、当面実施可能な範囲から取り組んでモニタリングの結果を基にフィードバックを重ね、検討、実施へと移していくことを河川整備の基本にされていることを評価する。

その際、モニタリングについては、その事業（場所）に合った有効なモニタリングが行われることが重要で、それを評価する組織が必要である。

具体的な整備内容の「河川形状」と「生態系」のところは総合的に問題点を考えながら述べた方が理解され易いので、淀川本川を三区に分けて述べることにした。すなわち三川合流点から枚方大橋付近までの「流水域」と、淀川大堰までの「湛水域」、さらに下流の「汽水域」に分けた。これらの三区は、それぞれの区域において異ったさまざまな問題をかかえている。

##### 1．「流水域」における事業

この地域にはいくらか自然が残っているが、本流の「河床低下」がきわめて著しく、かつてこの地域にあったワンドは、すべて干し上がり、鶺殿のヨシ原にも殆んど水が上らなくなっている。また、水無瀬地区、楠葉地区の大きな寄州帯（かつての低水路）も干陸化している。

この地域の問題は、さらなる河床低下を防ぐことと、干陸化している低水路や高水敷を切り下げて、攪乱の頻度を増やすことである。そして浅い水域やワンドの再生、緩かで複雑な水辺移行帯を整備していくことが大切である。

##### <実施事業>

- ・「楠葉地区」「牧野地区」のワンド群再生は、淀川上流域における淡水魚貝類等の供給源として重要な役割をはたすことが期待され評価できる。
- ・「鶺殿地区」の整備は、これまで多くのモニタリング結果から攪乱の必要性が指摘されてきた。高水敷を切り下げることには賛成だが、ただヨシ原の保全だけを目的にするのではなく、さまざまな水辺の回復ということで、例えばワンドやタマリをセットにした環境を考えるべきではないか。早急に全体像を示してほしい。

##### <検討事業>

- ・「水無瀬地区」は干陸化した寄り州の切り下げの例として評価するが、淀川本川にはまだ同じようなところがあるので、淀川全体として取り組み検討されたい。本事業は「例」として検討から実施に移されることが望まれる。
- ・「前島地区」「唐崎地区」は淀川大堰のバックウォータの上限付近に位置するが、完全な湛水域に比べ攪乱頻度も高く、干陸化部分をわずかに削るだけで一次的水域が広がり、とくに「唐崎地区」は芥川を利用することで、広大な湿地、タマリ、ワンド群が可能である。完成すれば淀川一の水生物の供給源としての役割が期待される。早急に検討され実施に移されることを望む。



## 2. 「湛水域」における事業

この地域は、淀川大堰のバックウォータとなっていて、鳥飼大橋までは、やや流れがあるが、そこから下流では殆んど流れがない。現在淀川でワンドがまとまって残っているところは、城北ワンド群と庭窪ワンド群の2ヶ所しかないが、それらはいずれもこの区域にあって、ワンド内では流れは殆んどない。また、ワンドの周囲は深くなり、年間を通して水位変動幅は小さく、攪乱もおこらない。さらに最近は夏場にウォーターレタスなどが流れてきて、水面を覆ってワンドの水質を悪化させている。

城北ワンド群は、かつて淀川における淡水魚貝類をはじめ水生生物の供給源として重要な役割をはたしてきたことに鑑み、問題点を明らかにして、環境の改善、生態系の回復に具体的に取り組んでいくことが重要である。

### <実施事業>

- ・「庭窪地区」、庭窪ワンド群のうち、鳥飼大橋直下流のワンドは、近年低水路護岸から奥まって、ゴミが溜り易い構造になってしまった。その部分を冲出しすることは賛成だが、再びゴミや外来の水草が入らないよう工夫することが必要である。
- ・「赤川地区」、ワンドの整備だけでなくヨシ原なども併せて、さまざまな水辺の保全を明記すべきである。この事業は城北ワンド群と連続させ、水の動きを生じさせるとあるが、増水時に淀川大堰などと連携させて行くと効果があると思われる。
- ・「城北地区」、実施で可。ワンドの水面に繁茂したウォーターレタスを除去することは必要だが、上流の供給源をおさえることが重要。さらに劣化の進んだ城北ワンド群には多くの問題点をかかえているが、底質の改善、ワンド内に堆積しているゴミの除去等、できるところから取り組んで回復、保全を図ってほしい。また、この地域を自然保護区、特別保護区として、他行政と連携し、総合的に時間をかけて取り組んでいくことが大切であろう。
- ・「豊里地区」、実施で可。底質の改善ということであるが、具体的な記述がない。また、近年この地区は樹林化が目立つようになっているので、その影響調査と対策について検討する必要がある。

この地区は城北地区の対岸にあって同じように湛水域での問題をかかえている。しかし、やれるところから取り組むしかないだろう。抜本的には攪乱がなければ難しい。

### <検討事業>

- ・「鳥飼地区」、検討で可。調査方法の統一的合理的なモデルを作成することが先決。これまで、この地区の生物調査は殆んどなされておらず、この地区は城北地区よりはかなり上流にあるが、湛水域である。このような場所における生物の生息、成育環境を把握することは重要で、今後、湛水域の中流でのモデルとして参考になるだろう。

## 3. 「汽水域」における事業

淀川大堰より下流の新淀川は汽水域と呼ばれているが、実際には洪水（増水）時以外には水は殆んど流れず、放水路として位置づけられている。したがって、平常時は汽水域

とはいえ、塩分濃度は高く海の一部で「感潮域」であって汽水域ではない。また、この区域には干潟らしい干潟は殆んどなく、十三地区にややまとまった干潟が存在しているだけである。

#### <実施事業>

- ・「海老江地区」、実施で可。
- ・「西中島地区」、実施で可。
- ・「十三地区」実施で可。この地区は、新淀川で唯一、これまで継続的に残ってきた干潟である。生物相も豊富で保全に努めることは重要だが、ここをベースにして、この地区の干潟を拡大、再生することは評価できる。

#### <検討事業>

- ・「大淀地区」、検討で可。高水敷を切り下げることで中津ヨシ原、海老江地区と連絡した広い干潟の出現を期待する。
- ・「中津地区」、検討で可。全域に高水敷の切り下げして幅広い干潟を造り出してほしい。

## 4. 魚道に関連する事業

縦断方向の河川形状の修復（魚類等の遡上・降下）

### (1) 淀川大堰、実施で可。

淀川大堰には左岸と右岸にそれぞれ魚道が設けられている。具体的な整備内容シートの環境-18によれば、「これまでのアユ対象にしてきた魚道から、多様な魚種、甲殻類が遡上・降下するように構造改善をする。」となっているが、具体的にどこの構造を改善するのか示されていない。

例えば、今の魚道で簡単に改善、改良ができて少しでも効果があるとすれば 左岸魚道の隔壁に切りかきを施す。 左右岸ともに常に水が流れている呼び水、水路の傾斜を緩やかにする、などが上げられる。

できればアユ対象に造られた既設魚道は抜本的に改築を実施されたい。その際、流域委員会を中心にしながらも魚道関係専門家等の意見を十分聴取することを要請する。

将来は河川敷を流れて側流魚道方式も視野に入れる。

### (2) 毛馬水閘門、検討で可

ここには現在、魚道はないが当面は閘門操作を工夫することによってその役割を少しでも果たすことができるなら、試みることもよいであろう。魚道を新設することを検討してほしい。その際は専門家の意見を十分聴取することを要請する。

### (3) 本川と支川との合流部の構造及び堰・落差工の魚道の在り方。

魚道については、委員会だけでなく、勉強会を開催して研究を進めることを提案する。

## 5. 堰、ダムに関する事業

### (1) 淀川大堰

- ・春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作の試行を実施する。実施で可。
- ・淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川の維持流量の検討。早急に検討してほしい。
- ・淀川大堰の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。早急に検討して実施に移してほしい。

### (2) 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム

- ・下流河川で逃げ遅れによる魚類の斃死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。実施で可。

これらは従来 of 治水、利水を対象とした堰、ダムの運用を環境面にも配慮した例として高く評価する。